

堀 明人

## 監査委員

## 宇治市監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年6月14日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

人権環境部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

斎場使用料収入状況(環境企画課)

一般廃棄物処理手数料収入状況(まち美化推進課)

委託料支出状況(環境企画課、まち美化推進課)

補助金支出状況(環境企画課、まち美化推進課)

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、人権環境部環境企画課、まち美化推進課における事務事業のうち、主として令和5年4月1日から令和5年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和6年2月1日から29日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和6年3月22日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

## 1 環境企画課

## (1) 斎場使用料収入状況について

適正に処理されていた。

## (2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

## (3) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

## 2 まち美化推進課

## (1) 一般廃棄物処理手数料収入状況について

適正に処理されていた。

## (2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

## (3) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

(掲示済)

## 宇治市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和6年6月14日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等(公の施設の指定管理者)監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

日本管財・五輪グループが指定管理者を務める宇治市天ヶ瀬墓地公園及び宇治市斎場の管理運営状況について、監査を実施した。

## 第3 監査の着眼点

指定管理者による指定管理業務が基本協定等に基づき適正に執行されているかどうかに着目して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、人権環境部環境企画課、日本管財・五輪グループにおける宇治市天ヶ瀬墓地公園及び宇治市斎場の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和4年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和6年2月1日から29日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和6年3月22日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査対象施設の概要

## 1 施設の概要

## (1) 宇治市天ヶ瀬墓地公園

ア 所在地 宇治市金井戸7番地の44ほか

イ 開園 平成4年9月21日

ウ 敷地面積 106,086.24㎡

エ 施設概要

総墓所数 2,975区画

合葬式墓地 合葬室 7,500体、個別安置室 1,500体、記名板 5,000体

施設 管理事務所、休憩所、トイレ、和風庭園、芝生広場、園路植栽帯、駐車場等

## (2) 宇治市斎場

ア 所在地 宇治市金井戸7番地の37

イ 開園 昭和59年4月23日

ウ 構造 鉄筋コンクリート平家建

エ 敷地面積 13,656.95㎡

オ 建築面積 2,455.92㎡

カ 施設概要

火葬棟 火葬炉8基、火葬炉室、炉前ホール、告別室2室、収骨室3室、安置室1室

待合棟 待合ホール、和室15畳3室、洋室2室、事務室、機械室

葬祭棟 葬祭場、葬祭ホール、遺族控室2室

その他 霊灰庫、庭園、駐車場等

## 2 業務

## (1) 墳墓の設置等の許可に関する業務

## (2) 墓地公園の施設、設備等の維持管理及び運営に関する業務

## (3) 斎場の使用許可に関する業務

## (4) 斎場の施設、設備等の維持管理及び運営に関する業務

## (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

## 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## 4 指定管理者選定方法 公募

## 5 利用実績(令和4年度)

## (1) 宇治市天ヶ瀬墓地公園

## 墓所(募集状況)

区分	2㎡	3㎡	4㎡	合計
募集区画数	14	2	4	20
応募者数	23	1	1	25
使用許可数	12	1	1	14

## 合葬式墓地(申込状況)

	合葬室	個別安置室		生前	焼骨	記名板
		10年	20年			
市内	91	2	0	36	57	48
市外	8	0	0	3	5	4
合計	101件			101件	52件	

## (2) 宇治市斎場

区分	件数	件数内訳	
		市内	市外
火葬場	大人	4,083	2,045
	小人	4	1

	死産児	18	11	7
	その他	0	0	0
	計	4,105	2,057	2,048
葬祭場		145	125	20
有料待合室		315	140	175
安置室		338	282	56

第7 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、環境企画課の指導のもと改善されたい。環境企画課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

記

1 環境企画課、日本管財・五輪グループ

(1) 指定の手續について

適正に処理されていた。

(2) 施設の管理状況について

消防計画を作成されていたが、消防訓練が未実施であった。実施されるよう努められたい。また、第三者への業務委託及び自主事業の実施について、基本協定書・仕様書に規定されている事前の承認手續がされていない。今後は適正な事務の執行に努められたい。

(3) 備品管理状況について

適正に管理されていた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和6年6月20日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

1 監査の結果を公表した日

令和6年6月14日（宇治市監査委員公表第10号）

2 当該通知に係る事項

次のとおり。

監査対象 人権環境部 環境企画課

日本管財・五輪グループ

監査期間 令和6年2月1日～令和6年3月22日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 施設の管理状況について 消防計画を作成されていたが、消防訓練が未実施であった。実施されるよう努められたい。また、第三者への業務委託及び自主事業の実施について、基本協定書・仕様書に規定されている事前の承認手續がされていない。今後は適正な事務の執行に努められたい。	消防訓練及び書面による承認手續の未実施は、認識不足によるものであったため、職員への周知を徹底し、消防訓練については、既に実施しました。また、第三者への業務委託及び自主事業の実施についても、書面での承認手續を行うよう是正しました。

(揭示済)

農業委員会

宇治市農業委員会公告第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第13回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和6年6月21日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和6年7月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

付議事項 1 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について

2 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

3 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4 専決事項の報告

5 その他

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第14号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和6年6月21日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第522号 アローフィールド株式会社

宇治市上下水道事業公告第15号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和6年6月26日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第523号 鎌田工業株式会社

宇治市上下水道事業公告第16号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和6年6月18日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第524号 株式会社佐々木産業

宇治市上下水道事業公告第17号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和6年6月18日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第525号 株式会社YU-FUKU

宇治市上下水道事業公告第18号

宇治市排水設備指定工事事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公

告します。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第393号	アローフィールド株式会社

#### 宇治市上下水道事業公告第19号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和6年7月5日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第394号	鎌田工業株式会社